㈡ 一級及び二級 さく井、金型製作、工場板金、めっき、自動販売機調整、鉄道車両製造・整備、時計修理、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、機械木工、製本、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、水産練り製品製造、酒造、厨房設備施工、コンクリート圧送施工、防水施工、カーテンウオール施工及び機械・プラント製図 ㈢ 三級 造園、機械加工、時計修理、冷凍空気調和機器施工及び機械・プラント製図 ㈣ 単一等級 製麺、エーエルシーパネル施工、バルコニー施工及び産業洗浄 三 平成二十六年二月五日㈫に実施する検定職種 一級及び二級 舞台機構調整 四 平成二十六年二月九日㈰に実施する検定職種 ㈠ 一級及び二級 金属ばね製造、機械保全、半導体製品製造、プリント配線板製造、空気圧装置組立て、ニット製品製造、和裁、帆布製品製造、製版、プラスチック成形、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工、テクニカルイラストレーション、電気製図、塗装、義肢・装具製作及び工業包装 ㈡ 三級 機械検査、プリント配線板製造、和裁、プラスチック成形、建築大工、テクニカルイラストレーション及び電気製図 ㈢ 単一等級 電子回路接続及び樹脂接着剤注入施工	合格発表	平成二十六年三月十四日㈮
備考 一　実施公示は、都道府県知事が行う。 二　検定職種ごとの実技試験の実施期日は都道府県知事が技能検定試験の実施に関する業務を都道府県職業能力開発協会（都道府県知事が技能検定試験の実施に関する業務を都道府県職業能力開発協会に行わせている場合にあっては、都道府県職業能力開発協会）が指定する。 三　実技試験の問題の公表は、一部の検定職種に係る問題の全部又は一部については行わない。		
㈢ 随時	実施公示	平成二十五年三月一日㈮から平成二十五年三月三十一日㈰まで
備考 一　実施公示は、都道府県知事が行う。 二　試験の実施に係る事項については、都道府県知事（都道府県知事が技能検定試験の実施に関する業務を都道府県職業能力開発協会に行わせている場合にあっては、都道府県職業能力開発協会）が指定する。		

第二　指定試験機関が実施するもの

次の表の上欄に掲げる検定職種については、同表の下欄に掲げる指定試験機関が実施公示を行うものとする。

検定職種	指定試験機関
ウェブデザイン	特定非営利活動法人インターネットスキル認定普及協会
キャリア・コンサルティング	特定非営利活動法人キャリア・コンサルティング協議会
ピアノ調律	一般社団法人日本ピアノ調律師協会（昭和四十八年十一月五日に社団法人日本ピアノ調律師協会という名称で設立された法人をいう。）
ファイナンシャル・プランニング	一般社団法人金融財政事情研究会（昭和二十五年九月二十七日に社団法人金融財政事情研究会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）
知的財産管理	特定非営利活動法人日本ファイナンシャル・プランナーズ協会
金融窓口サービス	一般社団法人知的財産教育協会（平成十五年八月二十一日に有限責任中間法人知的財産教育協会という名称で設立された法人をいう。）
着付け	一般社団法人金融財政事情研究会
レストランサービス	一般社団法人全日本着付け技能センター
ビル設備管理	社団法人日本ホテル・レストランサービス技能協会（昭和六十年一月二十六日に社団法人日本ホテル・レストランサービス技能協会という名称で設立された法人をいう。）
情報配線施工	公益社団法人全国ビルメンテナンス協会（昭和四十一年十月二十日に社団法人全国ビルメンテナンス協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）
ガラス用フィルム施工	特定非営利活動法人高度情報通信推進協議会
調理	日本ウインドウ・フィルム工業会
ビルクリーニング	社団法人調理技術技能センター（昭和五十七年七月三十一日に社団法人調理技術技能センターという名称で設立された法人をいう。）
ハウスクリーニング	公益社団法人全国ビルメンテナンス協会
	社団法人全国ハウスクリーニング協会（昭和五十五年一月十四日に社団法人全国インテリアクリーニング協会という名称で設立された法人をいう。）

○厚生労働省告示第二十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第三十五号）の施行に伴い、並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）第六十条及び心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）第八十二条第一項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）療養担当規程等の一部を改正する告示を次のように定め、平成二十五年四月一日から適用する。

平成二十五年二月十五日

厚生労働大臣　田村　憲久